

●香川県告示第212号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年4月14日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	名 称	所 在 地
平成21年3月1日	国重まこと医院	坂出市笠指町4番28号
平成21年3月1日	なかつか歯科	丸亀市幸町2丁目5-13